

**全国農業会議所による
農業委員会サポートシステム
最新化に向けた今後の対応について**

令和7年12月

(一社)全国農業会議所

1. 農林水産省、農地中間管理機構との協力のもとで行う新たな取り組み

①農地中間管理機構CSVデータ連携ツールの開発と配布

多くの農業委員会・市町村では、促進計画案を機構が指定するExcelファイルに入力して提出、公告後にサポートシステムに入力する二重事務が発生している。そこで、農地中間管理機構システムから出力した契約農地情報のCSVをサポートシステムの一括更新補正の機能で取り込める形のCSVに変換するツールを開発・配布する。現在、約4割の機構が利用しているムーブ社に対応したツールを開発済みであり、追ってこれを援用した各社用のツールを開発し配布する。

②重点最新化項目の設定に伴う四半期アンケート項目の絞り込み

【令和7年度第2四半期まで】

- ①現況地目
- ②農振区分
- ③権利の種類
- ④遊休農地区分
- ⑤利用状況調査日

「更新遅れなし」とは、
左記の5項目すべてにおいて、
下記の内容が反映されている
農地情報の割合が8割以上で
あることをいう。
①～③は、直近3か月以内ま
での総会決議情報
④・⑤は、直近1年以内に実
施した利用状況調査結果



【今後】

- ①権利の種類
- ②遊休農地の区分
- ③利用状況調査日

「更新遅れなし」
の考え方は従前と
同様

③利用状況調査日の記載の工夫を可能に

利用状況調査日の記載については、農地ごとの調査を行った日を厳密に記載する必要はなく、例えば、全体の調査終了日を基準日として統一的に記載することで問題ない旨、農林水産省と確認済み。

2.最新化に向けた新たな取り組み

①農業委員会事務局向けサポートシステム簡易業務手順書の作成・配布

- ・新任職員が着任した直後でも、サポートシステムを使って総会議決案の作成や議決結果の台帳反映など、日常業務で多く使う機能について、簡易な業務手順書を作成・配布する。

②農業委員会事務局向けサポートシステム操作により活用しやすい動画の作成・配布

- ・サポートシステムの各種機能を紹介する動画について、youtubeの機能を活用したチャプタ編集や作業毎のインデックスを作成するなど、活用しやすいものとして提供する。

③住基・固定データの入手が困難な場合は文書で依頼

- ・全国農業会議所が作成した農業委員会発市町村宛文書ひな形で協力依頼
- ・市町村が応じてくれない場合は農政局から首長に対して働きかけ

④二重管理している農業委員会のベンダへの情報提供と協力依頼

- ・ベンダへのシステム改修内容の情報提供、ベンダのサポート内容（更新の回数や時期）の把握と更新時期標準化の働きかけを行う。

⑤農業委員会(市町村)への入力等委託先の紹介

- ・最新化に必要な増員ができない／人事異動が頻繁で習得が追いつかない／そもそも農地の権利移動が少ないため更新体制がない——等の事情に対応し、全国農業会議所で安価な入力業者を紹介する。

全国農業会議所が
紹介可能な業者による
入力単価

総会等議案の権利移転情報の入力 = @100～200円

遊休農地・調査した利用意向の入力 = @20～60円

地元の入力業者がいれば契約書ひな形として援用可

※1 入力件数やその精度を
高める複数回入力の有無
により変動

※2 農水省デジタル戦略グ
ループIT 法務スペシャ
リスト弁護士監修の秘密
保持契約締結を前提

3. 今後提供を予定する最新化支援策

① 利用しやすいマニュアル検索の整備

全国農業会議所が提供している操作マニュアルについて、行いたい操作内容を検索すれば当該のマニュアルが見つかる簡易 a i 検索機能の整備・提供を行う。

② エキスパートによる操作助言

サポートシステムを長年利用している農業委員会職員等を相談員として委嘱し、操作等についての助言が受けられる体制を整備する。

③ 農地中間管理機構に新たに農地を貸し付けた際の固定資産税軽減の特例に該当する農地を抽出する手順書の整備

来年度の税制改正で予定されている、農地中間管理機構に新たに農地を貸し付けた際の固定資産税軽減の特例の見直しにあたり、該当する農地を抽出するための手順書を整備する。

4. 全国農業会議所が紹介可能な入力等を受託する業者について

① 業者の名称等

ワールドビジネスソリューション株式会社（埼玉県志木市）〔別紙参照〕

（担当は井戸沼 啓子氏。お問い合わせの際は直接、電話、ファクス、電子メールにて、「農地台帳の件」との旨でご連絡をお願いします。農業会議、全国農業会議所を通じた対応も可能です）

② 料金等

前記 2. ⑤のとおり。条件を指定して詳細な見積を実施。相見積や入札にも対応。

（実施にあたっては添付資料を参考に秘密保持契約を交わすことを推奨。機構集積支援事業の活用も可能）

会社概要

- 会社名 : ワールドビジネスソリューション株式会社 (WBS)
- 役員構成 : 代表取締役 西尾 裕

- 設立年月日 : 2013年3月4日

- 本店所在地 : 〒353-0007 埼玉県志木市柏町4-4-9 DAIKAN M-19 2-B
(電話) 048-423-7965
(FAX) 048-423-7982
最寄り駅 東武東上線 志木駅

- 事業内容 : ・紙媒体のドキュメント化 要員派遣
・BPOアウトソーシング業務
・WEBサイト作成
・企業のIT効率化支援／コンサルティング業務

- 取引実績 : 敬称略・順不同
 - ・株式会社広済堂ネクスト
 - ・安心確認検査機構
 - ・ウイクレソフトジャパン
 - ・国土交通省
 - ・パナソニックSSソリューション
 - ・株式会社確認サービス
 - ・株式会社NTTデータ
 - ・東京国税局
 - ・新座市役所
 - ・志木市役所
 - ・川越市役所
 - 他多数

取得資格



当社は、個人情報を適切に保護・運用している企業として「プライバシーマーク（Pマーク）」の認証を取得しています。お客様情報の安全確保を最優先に、万全の管理体制で業務を行っています。

BPOサービスのエキスパートとして、お客様の業務効率化を支援します

私たちは、企業および官公庁向けに幅広いBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）サービスを提供する専門企業です。

写真・アルバムや紙媒体の電子化、郵送物の封入・投函、請求書のチェック・入力・発送、アンケート集計、経費精算の審査・入力チェックなど、多岐にわたる事務業務を効率的に代行いたします。

また、官庁や市区町村の入札案件にも対応しており、確かな品質と信頼を積み重ねてまいりました。

豊富な実績と専門性を活かし、お客様の業務効率化と生産性向上を力強くサポートします。

担当：井戸沼 啓子 （文書情報管理士1級）
メールアドレス：k-idonuma@worldbs.co.jp

秘密保持契約書

〇〇（以下「甲」という）と▲▲（以下「乙」という）は、甲が乙に開示する情報の取り扱いに関して本契約を締結する。

第 1 条（目的）

本契約は、乙が甲から委託を受けた業務「 」（甲乙間での当該業務の実施の検討を含むものとし、以下「本件業務」という）を行うにあたり、甲が乙に開示する秘密情報の保持に関する取扱いを定めることを目的とする。

第 2 条（定義）

1. 本契約において秘密情報とは、本契約有効期間中、本件業務の遂行に関連して乙が甲から開示を受ける技術上・営業上の情報、本契約の存在及び内容、並びに本契約締結後本業務の遂行により得られた一切の情報をいう。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、本契約における秘密情報として取り扱わないものとする。
 - (1) 開示を受けたときに、既に公知、公用であった情報。
 - (2) 開示を受けた後、乙の責によらずに公知、公用となった情報。
 - (3) 開示を受けたときに、乙が既に保有していたことを証明できる情報。
 - (4) 開示を受けた後、乙が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したことを証明できる情報。
 - (5) 乙が、開示された情報によることなく、独自に開発したことを証明できる情報。
 - (6) 甲乙が秘密情報から除くことを相互に確認した情報。
3. 乙は、法令や政府機関の規則により秘密情報の開示が要求された場合、事前に甲に通知を行った上で、当該要求に応じて甲の秘密情報を開示することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後の通知で足りるものとする。
4. 甲及び乙は、相手方に対し、秘密情報の授受を確認する書面の提供を請求することができる。

第 3 条（秘密保持）

1. 乙は、本条に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって、秘密情報について厳に秘密を保持し、秘密情報を管理しなければならない。
2. 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、秘密情報をいかなる第三者にも開示または漏洩してはならない。
3. 乙は、甲の書面による事前の承諾を得て秘密情報を第三者に開示する場合、本契約に基づき課された秘密保持義務と同等の義務をその第三者に課するとともに、その第三者の義務の履行につき甲に対し責任を負うものとする。
4. 乙は、秘密情報を本件業務を行うために知る必要のある役員及び従業員のみに開示するものとし、これらの者に対して本契約に基づき課された秘密保持義務と同等の義務を課するとともに、これらの者の義務の履行につき甲に対し責任を負うものとする。
5. 乙は、秘密情報の漏洩または紛失、盗難等が発覚した場合、直ちに甲に届け出て甲の指示に従うこととする。
6. 乙は、本件業務が終了したときまたは甲から要求があったときは、甲の指示に従い秘密情報を直ちに返還または廃棄するものとし、廃棄したときはその証明書を甲に交付するものとする。

第 4 条（目的外使用の禁止）

乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、本件業務以外の目的に秘密情報を使用してはならない。

第 5 条（複製の制限）

乙は秘密情報を複製してはならない。但し、事前に甲の書面による承諾を得た場合は、承諾を得た数量に限り秘密情報を複製することができ、複製物についても秘密情報として取り扱うものとする。

第 6 条（知的財産権）

1. 甲が乙に開示・提供する秘密情報は、甲の所有物であり、本契約は甲の特許または他の知的財産権に基づく権利を譲渡または使用許諾するものではない。
2. 乙は、開示・提供を受けた秘密情報に関連して得た知見に基づく特許・実用新案及びその他の知的財産権の出願等を行ってはならない。

第 7 条（否定）

1. 本契約のいかなる規定も甲に何らの秘密情報の開示義務を課するものではない。
2. 本契約又は他の書面において明示的に規定されている場合を除き、甲は、本契約に基づく秘密情報について何らの権利も乙に許諾するものではない。
3. 甲が行う、乙への秘密情報の開示は、甲乙間で本件業務に関する取引の開始を約束するものではない。

第 8 条（権利義務の譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本契約により生じた権利及び義務の全部または一部を第三者に譲渡し、担保に供しまたは承継させてはならぬ。

第 9 条（損害賠償）

1. 乙が自らの責に帰すべき事由により本契約に違反し相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責を負う。
2. 第 3 条第 3 項または第 4 項に基づき乙より秘密情報を開示された第三者または役員、従業員が、本契約により課された秘密保持義務に違反し、甲に損害を与えた場合には、乙は、違反した第三者または役員、従業員と連帯して甲に対し第 1 項の損害賠償の責を負う。

第 10 条（反社会的勢力の排除）

1. 本契約の当事者は、自社、自社の株主・役員その他自社を実質的に所有し、若しくは支配するものが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 本契約の当事者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 本契約の当事者は、反社会的勢力と取引関係を有してはならず、事後的に、反社会的勢力との取引関係が判明した場合には、これを相当期間内に解消できるよう必要な措置を講じる。

4. 本契約の当事者は、相手方が本条の表明又は確約に違反した場合、何らの通知又は催告をすることなく直ちに本契約の全部又は一部について、履行を停止し、又は解除することができる。この場合において、表明又は確約に違反した当事者は、相手方の履行停止又は解除によって被った損害の賠償を請求することはできない。

5. 本契約の当事者は、相手方が本条の表明又は確約に違反した場合、これによって被った一切の損害の賠償を請求することができる。

年 月 日

甲

乙

第 11 条（契約の有効期間）

1. 本契約の規定は、本契約締結日から本件業務終了日（業務の実施に至らなかった場合は、業務実施の検討の終了日）までに開示される秘密情報に適用されるものとする。ただし、本契約締結日以前に甲乙間で開示された情報のうち甲及び乙が秘密情報とすることに合意した情報がある場合は、当該情報開示時に遡及して適用する。

2. 本件業務終了後も、甲が秘密情報の秘密性が失われたことを認めるまで乙に課せられた本契約所定の義務は有効に存続するものとする。

第 12 条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、その訴額に応じて●●地方裁判所又は●●簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（協議）

甲乙は、本契約に定めのない事項、本契約各条項の解釈に疑義が生じた事項については誠意を持って協議し、これを処理解決する。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

個人情報取扱の委託に関する覚書

(以下「甲」という)と株式会社●●●(以下「乙」という)は、甲が乙に委託する業務「●●」(以下「本業務」という)に伴う個人情報の取扱いについて以下の通り覚書を締結する。

(委託者及び受託者の責任)

- 第 1 条 甲が乙へ取り扱いを委託する個人情報は、個人情報保護に関する法令、ガイドライン、JISQ15001:2017 等の規範に則って、適法に取得したものでなければならない。
- 2 乙は、甲が乙へ委託する業務に伴って取扱う個人情報を、その委託業務の達成の範囲内において、当該契約を遵守し、甲の指示に従って適切に取扱う責任を負うものとする。

(守秘義務)

- 第 2 条 乙は、本覚書に基づき業務を遂行するにあたり、個人情報保護に関する法令、国が定める指針及びその他の規範を遵守し、業務の遂行上知り得た甲の機密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取扱いについては最大限の注意を払い、委託した業務の目的以外に利用してはならない。
- 2 乙は、委託された個人情報を機密事項として保持し、事前に書面による甲の同意を得ることなく、第三者に開示、提供または委託してはならない。
- 3 乙は、委託された個人情報について、前 2 項を本業務に関与する従業員（契約社員、派遣社員、パート・アルバイト社員を含む）に遵守させるために、秘密保持契約を締結するなど、必要な措置を講じるものとする。

(安全管理の措置)

- 第 3 条 乙は、本業務において個人情報取扱責任者を定め、乙及び乙の従業員に対して、本業務によって得られた各種データ等が滅失、漏えい、き損しないよう、万全の管理体制を講ずるとともに、甲が指示した管理事項を遵守しなければならない。
- 2 乙の管理体制が不十分であると甲が判断した場合は、甲は乙に対して是正を求めることができる。

(委託契約範囲外の複写・複製の禁止)

- 第 4 条 乙は、本業務において甲から提供を受けた個人情報及び個人情報が記録された媒体（紙媒体、磁気媒体、電子メールを含む）その他一切の資料等を、甲の承認もしくは指示のある場合を除き、これを複写、複製、改変する等の行為を行わないものとする。ただ

し、磁気媒体記録のバックアップ等、安全管理上必要最低限の複製についてはこの限りではない。

(委託契約範囲外の加工・利用の禁止)

- 第 5 条 乙は、「個人情報」を厳重に管理するものとし、甲の承認もしくは指示のある場合を除き、契約範囲外の利用・加工を行わないものとする。

(契約終了後の措置)

- 第 6 条 乙は契約の終了時または甲からの要請のあった場合には、個人情報およびその複製物の全てを、速やかに甲の指示に従い返還または廃棄するものとする。
- 2 本覚書における守秘義務は、本覚書の有効期間終了後も存続するものとする。

(再委託に関する事項)

- 第 7 条 乙は甲の事前の書面による承認なしに、本件に関わる個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
- 2 乙は、本条第 1 項の規程により、甲から書面による事前の承諾を得た第三者に対して本業務を再委託する場合は、第三者に本覚書と同等の機密保持義務を遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況に関する報告)

- 第 8 条 甲は乙における個人情報の取り扱い状況について、定期的に報告を求めることができるものとする。この場合、乙は速やかに応じるものとする。

(管理状況の調査)

- 第 9 条 甲は、本覚書の規定に関し、乙の管理状況を調査することができる。この際、乙は甲の調査に協力する義務を負うものとする。

(事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項)

- 第 10 条 乙の管理下において個人情報の滅失、漏えい、き損等の事件・事故が発生した場合、直ちに甲に報告し、原因の究明にあたるほか、情報の収集や二次被害の防止のために甲の指示に従い、自己の費用負担において適切な措置を取るものとする。

(契約内容が遵守されなかった場合の措置)

- 第 11 条 乙が本覚書に違反した場合、甲は当該委託契約の全部又は一部を事前の催告無く解除することができる。

(特定個人情報の取扱い)

第 12 条 甲が乙に取扱を委託する個人情報が個人番号を含む場合、乙は以下の点を遵守しなければならない。

- (1) 秘密保持義務 (本覚書第 2 条)
- (2) 乙の事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
- (3) 特定個人情報の番号法に定められた目的以外の利用の禁止
- (4) 再委託における条件 (本覚書第 7 条)
- (5) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 (本覚書第 10 条、第 11 条)
- (6) 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 (本覚書第 6 条)。
- (7) 当該特定個人情報の取扱担当者を限定的に定め、適切な管理に必要な監督・教育を行うこと。
- (8) 契約内容の遵守状況について報告 (本覚書第 8 条)

(損害賠償)

第 13 条 乙の責に帰すべき事由により個人情報が滅失、漏えい、き損することにより、甲または甲の関係会社、本人及びその他第三者に損害が発生した場合、甲は乙に対してその損害の賠償および甲が必要と認める措置を請求できるものとする。

(有効期間)

第 14 条 本契約の規定は、本契約締結日から本業務終了日 (業務の実施に至らなかった場合は、業務実施の検討の終了日) までに開示される個人情報に適用されるものとする。ただし、本契約締結日以前に甲乙間で開示された個人情報については、当該情報開示時に遡及して適用する。

上記の契約締結を証するため、本覚書 2 通を作成し、甲乙が各自記名捺印の上、それぞれ 1 通を保有する。

年 月 日

甲

乙

7〇〇発〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇〇市町村長 〇〇〇〇殿

〇〇〇農業委員会会長 〇〇〇〇

農地台帳との照合作業に使用する固定資産課税台帳及び住民基本台帳
データ提供依頼

固定資産課税台帳及び住民基本台帳のデータ提供を受けたいため、下記のとおり
依頼します。

記

1. 提供を希望するデータ

- (1) 固定資産課税台帳
- (2) 住民基本台帳

2. データの利用目的

農地台帳と照合し、農地台帳のデータ更新を図るため。農地法及び同法施行規則
に基づき、農地台帳は正確な記録を確保するため毎年1回以上、固定資産課税台帳
及び住民基本台帳と照合するよう法令で定められております（別紙参照）。

3. ファイルの種類・形式

資料1「突合用住民基本台帳CSVファイル・突合用固定資産課税台帳CSVフ
ァイル仕様書」P5～6のとおり

4. ファイルの仕様・レイアウト

資料1「突合用住民基本台帳CSVファイル・突合用固定資産課税台帳CSVフ
ァイル仕様書」P8～9、P16～29のとおり

5. 参考資料

- ・資料1 突合用住民基本台帳CSVファイル・突合用固定資産課税台帳CSV
ファイル仕様書
- ・資料2 農業委員会等コード一覧表
- ・資料3 突合用住基台帳データサンプル
- ・資料4 突合用固定台帳データサンプル

6. その他

- ・農地法及び農地法施行規則の関係条文

・「固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の取扱いについて」
(平成26年3月31日付け総税固第23号総務省自治税務局固定資産税課長通知)

・「固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の取扱いについて」
(平成26年3月31日付け25経営第3968号経営局農地政策課長通知)

・「農地に関する情報に係る個人情報保護条例の取扱いについて」
(平成26年3月31日付け25経営第3979号経営局農地政策課長通知)

依頼者連絡先

〇〇〇農業委員会事務局 担当：〇〇
Tel XX-XXXX-XXXX Mail

農地法及び農地法施行規則の関係条文

農地法

（農地に関する情報の利用等）

第五十一条の二 都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。

（農地台帳の作成）

第五十二条の二 農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、前条の規定による農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする。

一 その農地の所有者の氏名又は名称及び住所

二 その農地の所在、地番、地目及び面積

三 その農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的と

する権利が設定されている場合にあつては、これらの権利の種類及び存続期間並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに借賃等（第四十一条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定において定められた補償金を含む。）の額

四 その他農林水産省令で定める事項

2 農地台帳は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製するものとする。

3 農地台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による申請若しくは届出又は前条の規定による農地に関する情報の収集により得られた情報に基づいて行うものとし、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。

農地法施行規則

（農地台帳の記録事項）

第百一条 法第五十二条の二第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 その農地の耕作者の氏名又は名称及びその者の整理番号

二 その農地の所有者の国籍等（法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国並びに理事等（構造改革特別区域法第二十四条第一項の規定の適用を受けて当該農地を取得した法人にあつては、役員）及び使用人の氏名、住所及び国籍等）

三 その農地の所有者が法人である場合には、主要株主等の氏名、住所及び国籍等

（主要株主等が法人である場合には、その名称、設立に当たって準拠した法令を制定した国及び主たる事務所の所在地）

四 その農地に使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、当該権利が次のいずれに該当するかの別
イ 法第三条第一項の許可を受けて設定又は移転されたもの

ロ 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定又は移転されたもの
ハ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の承認に係る特定農地貸付けによつて設定又は移転されたもの

ニ イからハまでに掲げるもの以外のもの

五 その農地に係る遊休農地に関する措置（法第四章に定める措置をいう。）の実施状況

六 その農地の所有者が当該農地について法第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する意思がある旨の表明があつた場合にあつては、その旨（その旨を法第五十二条の三第一項の規定により公表することについて当該所有者の同意がある場合に限る。）

七 その農地が次に掲げる地域又は区域内にある場合にあつては、その旨

イ 農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域

ロ 農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域

ハ 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域

ニ 市街化区域

ホ 都市計画法第七条第一項の規定により定められた市街化調整区域

ヘ 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定により定められた生産緑地地区

ト 地域計画の区域

八 その農地が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の四第一項本文又は第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けているかどうかの別

九 その農地について農地中間管理機構が農地中間管理権又は経営受託権（農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第三項第三号ロに規定する経営受託権をいう。以下この号において同じ。）を有する場合には、その旨及び当該農地についての賃借権若しくは使用貸借による権利又は経営受託権の設定又は移転の状況

十 その他必要な事項

（農地台帳の正確な記録を確保するための措置）

第百二条 農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年一回以上、農地台帳について、固定資産課税台帳（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳をいう。）及び住民基本台帳との照合を行うものとする。ただし、固定資産課税台帳との照合は、同法第二十二條の規定に違反しない範囲内で行うものとする。

総 税 固 第 23 号
平成 26 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長 殿
(市町村税担当課扱い)
東京都総務・主税局長 殿
(市町村税・固定資産税担当課扱い)

総務省自治税務局固定資産税課長
(公印省略)

固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の取扱いについて

農業の生産性向上に向けて、担い手への農地集積・農地の集約化の更なる加速等を図るため、遊休農地に関する措置の強化や農地台帳等の法定化などを盛り込んだ農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号、以下「改正法」という。）及び農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 26 年農林水産省令第 24 号）が平成 26 年 4 月 1 日から施行されます。

改正法の施行に伴い、同日以降、農業委員会はその所掌事務の遂行に必要な限度で、関係行政機関に農地に関する情報の提供を請求することができることとなります（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 51 条の 2 第 2 項）。その結果、農地法第 3 条第 1 項に基づき農業委員会の許可を受けなければならない農地や同法第 3 条の 3 第 1 項に基づき農業委員会に届け出なければならない農地に関する固定資産課税台帳の一定の情報を地方団体の税務部局が農業委員会（農業委員会の非設置市町村においては市町村農政部局、以下同じ。）に提供したとしても、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条の守秘義務に抵触しないものと解されるところです。

今後、農業委員会より、権利移動の許可や権利取得の届出の義務がある農地に関する固定資産課税台帳の一定の情報について提供依頼がなされることがあると考えられますが、その実務的な取扱いについては、農林水産省経営局農地政策課長から各地方農政局経営・事業支援部長、内閣府沖縄総合事務局農林水産部長及び北海道農政部長に別添のとおり通知されています。各地方団体の税務部局におかれましては、この通知を踏まえ、農業委員会からの当該情報の提供依頼について、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡いただきますよ

うお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

(注) 農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 102 条では、農業委員会は、地方税法第 22 条の規定に違反しない範囲内で農地台帳について固定資産課税台帳との照合を行うものとされていますが、具体的には、農業委員会において、地方団体の税務部局から提供を受けた情報を、農業委員会が保有する農地台帳の記録と照らし合わせることをいうものとされています。

(連絡先)

自治税務局固定資産税課

担当：村上理事官、大熊係長

電話：03-5253-5674（直通）

Email：t.ohkuma@soumu.go.jp

25経営第3968号
平成26年3月31日

(別紙) 殿

経営局農地政策課長

固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の取扱いについて

農業の生産性向上に向けて、担い手への農地集積・農地の集約化の更なる加速等を図るため、遊休農地に関する措置の強化や農地台帳等の法定化などを盛り込んだ農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）が平成25年12月13日に公布され、農地法（昭和27年法律第229号）第51条の2の規定に基づき、農業委員会は、農地に関する情報について、行政機関内部での内部利用・相互提供や他の機関に対する情報提供依頼ができることとされたところです。

また、本日付けで農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成26年農林水産省令第24号）が公布され、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第102条の規定に基づき、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年1回以上、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に違反しない範囲内で、農地台帳について固定資産課税台帳との照合を行うこととされたところです。

いずれも平成26年4月1日から施行されることとされていますが、これを受け、今後、農業委員会（農業委員会の非設置市町村においては市町村農政部局、以下同じ。）から地方団体の税務部局に対して行う固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の提供依頼の取扱いについては、その適切かつ円滑な実施に向け、下記事項に御配慮いただくとともに、貴管下の県を通じて市町村に周知いただくようお願いします。

なお、このことについては総務省とも協議済みであることを申し添えます。

記

1 提供を受けることが可能な情報について

地方税法第341条第1項第9号に規定する固定資産課税台帳（以下「台帳」という。）に記載されている農地法第2条第1項に規定する農地に関する情報のうち、地方団体の税務部局が調査した結果知り得た情報（以下「登記簿と異なる台帳記載情報」という。）であって一定のものについては、農業委員会は、農地法第51条の2第2項の規定に基づき、農業委員会の所掌事務の遂行に必要な限度で

情報提供を求めることで、地方税法第22条の守秘義務に抵触することなく、地方団体の税務部局から当該登記簿と異なる台帳記載情報の提供を受けることが可能であること。この提供を受けることが可能な登記簿と異なる台帳記載情報であって一定のものは、農地法第3条の規定に基づく権利移動の許可を受ける際又は同法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出を行う際に農業委員会への提出が義務付けられている事項のうち農地台帳への記載が必要な事項に限られること。具体的には、農地の所有者の氏名又は名称及び住所、農地の所在、農地の面積といった事項に限られること（したがって、農業委員会への届出義務が無い事項、例えば、所有権を移転せず変更された所有者の住所は、提供を受けることができる登記簿と異なる台帳記載情報に含まれない。）。

なお、農業委員会が、地方団体の税務部局から台帳に記載されている農地に関する情報で一般に公開されているものの提供を受けることは、従前どおり、可能であること。

2 提供を受けるに当たっての手続

農業委員会が、1により提供を受けることが可能な情報の提供を求める際には、あくまでも事務取扱が可能な範囲での連携協力となることから、事前に税務部局との間で、その照会時期、照会対象の範囲、照会の方法などについて、十分調整の上、実施すること。

3 把握した情報の活用

農業委員会は、1により提供を受けた情報を、農地法第51条の2第1項の規定に基づきその所掌事務の遂行に必要な限度で内部利用することが可能であることから、例えば、農地台帳の記録の修正や農地法等に基づく他の法令業務などに積極的に活用することが適当であること。

4 その他

農地法施行規則第102条の規定に基づき、農業委員会は、地方税法第22条の規定に違反しない範囲内で農地台帳について固定資産課税台帳との照合を行うものとされているが、具体的には、農業委員会において、地方団体の税務部局から1により提供を受けた情報を、農業委員会が保有する農地台帳の記録と照らし合わせることをいうものであること。

(別紙)

東北農政局経営・事業支援部長

北陸農政局経営・事業支援部長

関東農政局経営・事業支援部長

東海農政局経営・事業支援部長

近畿農政局経営・事業支援部長

中国四国農政局経営・事業支援部長

九州農政局経営・事業支援部長

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

北海道農政部長

以上

東北農政局経営・事業支援部長 殿

経営局農地政策課長

農地に関する情報に係る個人情報保護条例の取扱いについて

農業の生産性向上に向けて、担い手への農地集積・農地の集約化の更なる加速等を図るため、遊休農地に関する措置の強化や農地台帳等の法定化などを盛り込んだ農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）が平成 26 年 4 月 1 日に施行されることとなっていますが、この法律により改正された農地法（昭和 27 年法律第 229 号）では、第 51 条の 2 の規定により、農業委員会は、農地に関する情報について、行政機関内部での内部利用・相互提供や他の機関に対する情報提供依頼ができることとされました。

また、本日付けで農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 26 年農林水産省令第 24 号）が公布され、法律と同様に平成 26 年 4 月 1 日に施行されることとなっていますが、改正された農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）では、第 102 条の規定に基づき、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年 1 回以上、住民基本台帳との照合を行うこととされました。

一方、現在、全国の全ての市町村で個人情報保護条例が制定され、そこでは本人以外からの個人情報の収集、市町村が保有する個人情報の目的外利用及び外部提供を一般的に禁止しつつ、一定の場合に限り例外的にこれらの行為を行うことを許容するという規定となっています。その際、この個人情報の提供を許容する例外類型の一つとして「法令に定めがある場合」を規定しているのが一般的であり、農地法第 51 条の 2 の規定は市町村内部において個人情報を目的外利用するに当たっての条例上の根拠を設けるものです。このため、今後農業委員会（農業委員会の非設置市町村においては市町村農政部局）から住民基本台帳に記載されている農地に関する情報の提供依頼があった場合の取扱いについてはその適切かつ円滑な実施に向け、御配慮いただくとともに、貴管下の県を通じて市町村に周知いただくようお願いします。

25 経営第 3979 号
平成 26 年 3 月 31 日

関東農政局経営・事業支援部長 殿

経営局農地政策課長

農地に関する情報に係る個人情報保護条例の取扱いについて

農業の生産性向上に向けて、担い手への農地集積・農地の集約化の更なる加速等を図るため、遊休農地に関する措置の強化や農地台帳等の法定化などを盛り込んだ農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）が平成 26 年 4 月 1 日に施行されることとなっていますが、この法律により改正された農地法（昭和 27 年法律第 229 号）では、第 51 条の 2 の規定により、農業委員会は、農地に関する情報について、行政機関内部での内部利用・相互提供や他の機関に対する情報提供依頼ができることとされました。

また、本日付けで農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 26 年農林水産省令第 24 号）が公布され、法律と同様に平成 26 年 4 月 1 日に施行されることとなっていますが、改正された農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）では、第 102 条の規定に基づき、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年 1 回以上、住民基本台帳との照合を行うこととされました。

一方、現在、全国の全ての市町村で個人情報保護条例が制定され、そこでは本人以外からの個人情報の収集、市町村が保有する個人情報の目的外利用及び外部提供を一般的に禁止しつつ、一定の場合に限り例外的にこれらの行為を行うことを許容するという規定となっています。その際、この個人情報の提供を許容する例外類型の一つとして「法令に定めがある場合」を規定しているのが一般的であり、農地法第 51 条の 2 の規定は市町村内部において個人情報を目的外利用するに当たっての条例上の根拠を設けるものです。このため、今後農業委員会（農業委員会の非設置市町村においては市町村農政部局）から住民基本台帳に記載されている農地に関する情報の提供依頼があった場合の取扱いについてはその適切かつ円滑な実施に向け、御配慮いただくとともに、貴管下の都県を通じて市町村に周知いただくようお願いします。

25 経営第 3979 号
平成 26 年 3 月 31 日

北陸農政局経営・事業支援部長 殿

経営局農地政策課長

農地に関する情報に係る個人情報保護条例の取扱いについて

農業の生産性向上に向けて、担い手への農地集積・農地の集約化の更なる加速等を図るため、遊休農地に関する措置の強化や農地台帳等の法定化などを盛り込んだ農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）が平成 26 年 4 月 1 日に施行されることとなっていますが、この法律により改正された農地法（昭和 27 年法律第 229 号）では、第 51 条の 2 の規定により、農業委員会は、農地に関する情報について、行政機関内部での内部利用・相互提供や他の機関に対する情報提供依頼ができることとされました。

また、本日付けで農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 26 年農林水産省令第 24 号）が公布され、法律と同様に平成 26 年 4 月 1 日に施行されることとなっていますが、改正された農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）では、第 102 条の規定に基づき、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年 1 回以上、住民基本台帳との照合を行うこととされました。

一方、現在、全国の全ての市町村で個人情報保護条例が制定され、そこでは本人以外からの個人情報の収集、市町村が保有する個人情報の目的外利用及び外部提供を一般的に禁止しつつ、一定の場合に限り例外的にこれらの行為を行うことを許容するという規定となっています。その際、この個人情報の提供を許容する例外類型の一つとして「法令に定めがある場合」を規定しているのが一般的であり、農地法第 51 条の 2 の規定は市町村内部において個人情報を目的外利用するに当たっての条例上の根拠を設けるものです。このため、今後農業委員会（農業委員会の非設置市町村においては市町村農政部局）から住民基本台帳に記載されている農地に関する情報の提供依頼があった場合の取扱いについてはその適切かつ円滑な実施に向け、御配慮いただくとともに、貴管下の県を通じて市町村に周知いただくようお願いします。

25 経営第 3979 号
平成 26 年 3 月 31 日

東海農政局経営・事業支援部長 殿

経営局農地政策課長

農地に関する情報に係る個人情報保護条例の取扱いについて

農業の生産性向上に向けて、担い手への農地集積・農地の集約化の更なる加速等を図るため、遊休農地に関する措置の強化や農地台帳等の法定化などを盛り込んだ農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）が平成 26 年 4 月 1 日に施行されることとなっていますが、この法律により改正された農地法（昭和 27 年法律第 229 号）では、第 51 条の 2 の規定により、農業委員会は、農地に関する情報について、行政機関内部での内部利用・相互提供や他の機関に対する情報提供依頼ができることとされました。

また、本日付けで農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 26 年農林水産省令第 24 号）が公布され、法律と同様に平成 26 年 4 月 1 日に施行されることとなっていますが、改正された農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）では、第 102 条の規定に基づき、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年 1 回以上、住民基本台帳との照合を行うこととされました。

一方、現在、全国の全ての市町村で個人情報保護条例が制定され、そこでは本人以外からの個人情報の収集、市町村が保有する個人情報の目的外利用及び外部提供を一般的に禁止しつつ、一定の場合に限り例外的にこれらの行為を行うことを許容するという規定となっています。その際、この個人情報の提供を許容する例外類型の一つとして「法令に定めがある場合」を規定しているのが一般的であり、農地法第 51 条の 2 の規定は市町村内部において個人情報を目的外利用するに当たっての条例上の根拠を設けるものです。このため、今後農業委員会（農業委員会の非設置市町村においては市町村農政部局）から住民基本台帳に記載されている農地に関する情報の提供依頼があった場合の取扱いについてはその適切かつ円滑な実施に向け、御配慮いただくとともに、貴管下の県を通じて市町村に周知いただくようお願いします。

25 経営第 3979 号
平成 26 年 3 月 31 日

近畿農政局経営・事業支援部長 殿

経営局農地政策課長

農地に関する情報に係る個人情報保護条例の取扱いについて

農業の生産性向上に向けて、担い手への農地集積・農地の集約化の更なる加速等を図るため、遊休農地に関する措置の強化や農地台帳等の法定化などを盛り込んだ農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）が平成 26 年 4 月 1 日に施行されることとなっていますが、この法律により改正された農地法（昭和 27 年法律第 229 号）では、第 51 条の 2 の規定により、農業委員会は、農地に関する情報について、行政機関内部での内部利用・相互提供や他の機関に対する情報提供依頼ができることとされました。

また、本日付けで農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 26 年農林水産省令第 24 号）が公布され、法律と同様に平成 26 年 4 月 1 日に施行されることとなっていますが、改正された農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）では、第 102 条の規定に基づき、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年 1 回以上、住民基本台帳との照合を行うこととされました。

一方、現在、全国の全ての市町村で個人情報保護条例が制定され、そこでは本人以外からの個人情報の収集、市町村が保有する個人情報の目的外利用及び外部提供を一般的に禁止しつつ、一定の場合に限り例外的にこれらの行為を行うことを許容するという規定となっています。その際、この個人情報の提供を許容する例外類型の一つとして「法令に定めがある場合」を規定しているのが一般的であり、農地法第 51 条の 2 の規定は市町村内部において個人情報を目的外利用するに当たっての条例上の根拠を設けるものです。このため、今後農業委員会（農業委員会の非設置市町村においては市町村農政部局）から住民基本台帳に記載されている農地に関する情報の提供依頼があった場合の取扱いについてはその適切かつ円滑な実施に向け、御配慮いただくとともに、貴管下の府県を通じて市町村に周知いただくようお願いします。

25 経営第 3979 号
平成 26 年 3 月 31 日

中国四国農政局経営・事業支援部長 殿

経営局農地政策課長

農地に関する情報に係る個人情報保護条例の取扱いについて

農業の生産性向上に向けて、担い手への農地集積・農地の集約化の更なる加速等を図るため、遊休農地に関する措置の強化や農地台帳等の法定化などを盛り込んだ農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）が平成 26 年 4 月 1 日に施行されることとなっていますが、この法律により改正された農地法（昭和 27 年法律第 229 号）では、第 51 条の 2 の規定により、農業委員会は、農地に関する情報について、行政機関内部での内部利用・相互提供や他の機関に対する情報提供依頼ができることとされました。

また、本日付けで農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 26 年農林水産省令第 24 号）が公布され、法律と同様に平成 26 年 4 月 1 日に施行されることとなっていますが、改正された農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）では、第 102 条の規定に基づき、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年 1 回以上、住民基本台帳との照合を行うこととされました。

一方、現在、全国の全ての市町村で個人情報保護条例が制定され、そこでは本人以外からの個人情報の収集、市町村が保有する個人情報の目的外利用及び外部提供を一般的に禁止しつつ、一定の場合に限り例外的にこれらの行為を行うことを許容するという規定となっています。その際、この個人情報の提供を許容する例外類型の一つとして「法令に定めがある場合」を規定しているのが一般的であり、農地法第 51 条の 2 の規定は市町村内部において個人情報を目的外利用するに当たっての条例上の根拠を設けるものです。このため、今後農業委員会（農業委員会の非設置市町村においては市町村農政部局）から住民基本台帳に記載されている農地に関する情報の提供依頼があった場合の取扱いについてはその適切かつ円滑な実施に向け、御配慮いただくとともに、貴管下の県を通じて市町村に周知いただくようお願いします。

25 経営第 3979 号
平成 26 年 3 月 31 日

九州農政局経営・事業支援部長 殿

経営局農地政策課長

農地に関する情報に係る個人情報保護条例の取扱いについて

農業の生産性向上に向けて、担い手への農地集積・農地の集約化の更なる加速等を図るため、遊休農地に関する措置の強化や農地台帳等の法定化などを盛り込んだ農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）が平成 26 年 4 月 1 日に施行されることとなっていますが、この法律により改正された農地法（昭和 27 年法律第 229 号）では、第 51 条の 2 の規定により、農業委員会は、農地に関する情報について、行政機関内部での内部利用・相互提供や他の機関に対する情報提供依頼ができることとされました。

また、本日付けで農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 26 年農林水産省令第 24 号）が公布され、法律と同様に平成 26 年 4 月 1 日に施行されることとなっていますが、改正された農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）では、第 102 条の規定に基づき、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年 1 回以上、住民基本台帳との照合を行うこととされました。

一方、現在、全国の全ての市町村で個人情報保護条例が制定され、そこでは本人以外からの個人情報の収集、市町村が保有する個人情報の目的外利用及び外部提供を一般的に禁止しつつ、一定の場合に限り例外的にこれらの行為を行うことを許容するという規定となっています。その際、この個人情報の提供を許容する例外類型の一つとして「法令に定めがある場合」を規定しているのが一般的であり、農地法第 51 条の 2 の規定は市町村内部において個人情報を目的外利用するに当たっての条例上の根拠を設けるものです。このため、今後農業委員会（農業委員会の非設置市町村においては市町村農政部局）から住民基本台帳に記載されている農地に関する情報の提供依頼があった場合の取扱いについてはその適切かつ円滑な実施に向け、御配慮いただくとともに、貴管下の県を通じて市町村に周知いただくようお願いします。

25 経営第 3979 号
平成 26 年 3 月 31 日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

農地に関する情報に係る個人情報保護条例の取扱いについて

農業の生産性向上に向けて、担い手への農地集積・農地の集約化の更なる加速等を図るため、遊休農地に関する措置の強化や農地台帳等の法定化などを盛り込んだ農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）が平成 26 年 4 月 1 日に施行されることとなっていますが、この法律により改正された農地法（昭和 27 年法律第 229 号）では、第 51 条の 2 の規定により、農業委員会は、農地に関する情報について、行政機関内部での内部利用・相互提供や他の機関に対する情報提供依頼ができることとされました。

また、本日付けで農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 26 年農林水産省令第 24 号）が公布され、法律と同様に平成 26 年 4 月 1 日に施行されることとなっていますが、改正された農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）では、第 102 条の規定に基づき、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年 1 回以上、住民基本台帳との照合を行うこととされました。

一方、現在、全国の全ての市町村で個人情報保護条例が制定され、そこでは本人以外からの個人情報の収集、市町村が保有する個人情報の目的外利用及び外部提供を一般的に禁止しつつ、一定の場合に限り例外的にこれらの行為を行うことを許容するという規定となっています。その際、この個人情報の提供を許容する例外類型の一つとして「法令に定めがある場合」を規定しているのが一般的であり、農地法第 51 条の 2 の規定は市町村内部において個人情報を目的外利用するに当たっての条例上の根拠を設けるものです。このため、今後農業委員会（農業委員会の非設置市町村においては市町村農政部局）から住民基本台帳に記載されている農地に関する情報の提供依頼があった場合の取扱いについてはその適切かつ円滑な実施に向け、御配慮いただくとともに、沖縄県を通じて市町村に周知いただくようお願いします。

25 経営第 3979 号
平成 26 年 3 月 31 日

北海道農政部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

農地に関する情報に係る個人情報保護条例の取扱いについて

農業の生産性向上に向けて、担い手への農地集積・農地の集約化の更なる加速等を図るため、遊休農地に関する措置の強化や農地台帳等の法定化などを盛り込んだ農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）が平成 26 年 4 月 1 日に施行されることとなっていますが、この法律により改正された農地法（昭和 27 年法律第 229 号）では、第 51 条の 2 の規定により、農業委員会は、農地に関する情報について、行政機関内部での内部利用・相互提供や他の機関に対する情報提供依頼ができることとされました。

また、本日付けで農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 26 年農林水産省令第 24 号）が公布され、法律と同様に平成 26 年 4 月 1 日に施行されることとなっていますが、改正された農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）では、第 102 条の規定に基づき、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年 1 回以上、住民基本台帳との照合を行うこととされました。

一方、現在、全国の全ての市町村で個人情報保護条例が制定され、そこでは本人以外からの個人情報の収集、市町村が保有する個人情報の目的外利用及び外部提供を一般的に禁止しつつ、一定の場合に限り例外的にこれらの行為を行うことを許容するという規定となっています。その際、この個人情報の提供を許容する例外類型の一つとして「法令に定めがある場合」を規定しているのが一般的であり、農地法第 51 条の 2 の規定は市町村内部において個人情報を目的外利用するに当たっての条例上の根拠を設けるものです。このため、今後農業委員会（農業委員会の非設置市町村においては市町村農政部局）から住民基本台帳に記載されている農地に関する情報の提供依頼があった場合の取扱いについてはその適切かつ円滑な実施に向け、御配慮いただくとともに、貴道を通じて市町村に周知いただくようお願いします。